

共同入札について

1 共同入札とは

- (1) 一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 公売物件が不動産（土地や建物など）の場合にのみ、共同入札をすることができます。
- (3) 共同入札をされる方の中から、代表者を1名決めてください。実際の公売参加申込手続や入札手続等については、当該代表者のK S I 官公庁オークションのログインID（以下「ログインID」といいます。）で行います。
- (4) 共同入札をする場合の公売保証金は、クレジットカードでは納付できません。

2 手続に入る前に

- (1) 手続に入る前にログインID、室蘭市インターネット公売ガイドラインを必ずお読みください。
- (2) 代表者名でログインIDの取得などを行い、K S I 官公庁オークションサイト内の室蘭市の公売物件画面より代表者のログインIDで公売参加仮申込を行った後、以下の手続を行ってください。
- (3) 公売保証金の金額は公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の区分番号ごとに必要です。

3 必要書類の提出

- (1) 代表者は、以下ア～エの書類を、簡易書留郵便（郵送料は公売参加者負担）で室蘭市に送付してください。

ア 公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書

※「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」をダウンロードし、太枠内に代表者の氏名・住所などを記入、押印してください。また、口座振替依頼先口座は、代表者名義の口座を指定してください。

※記入した氏名、住所、電話番号、ログインID、メールアドレス、口座振替依頼先口座情報は、入札終了後に、買受代金の納付または公売保証金の返還手続の完了まで変更できませんのでご注意ください。

※必ず押印してください。捨印も押印してください。

※最上部の余白に、「共同入札」と朱書きしてください。

イ 委任状（代表者以外の方全員から代表者に対する委任状）

※「委任状」をダウンロードし、委任者・受任者双方の氏名（名称）と住所を記入してください。

※委任者・受任者双方の実印を押印してください。

(例) 3人で共同入札する場合、代表者以外の2人から代表者への委任状がそれぞれ1通ずつ必要です。

したがって、あわせて2通の委任状を提出する必要があります。

ウ 共同入札者持分内訳書

※「共同入札者持分内訳書」をダウンロードし、共同入札者全員の氏名（名称）と住所（所在地）、及び各共同入札者の持分を記入してください。

※委任状及び共同入札者持分内訳書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、公売物件を落札された場合でも所有権移転登記を行うことができません。

エ 印鑑証明書（共同入札者全員分）

※印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

4 公売保証金の納付

(1) 室蘭市は、「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を受領した後、記入されているメールアドレス宛てに、振込口座をお知らせします。

このメールは必ず室蘭市に受信情報が届くように開いてください。

(2) 電子メールの案内にしたがって、銀行振込で公売保証金を納付してください。

※公売保証金は入札開始日の2開庁日前までに室蘭市が確認できるように納付してください。納付を確認できない場合は、入札をすることができません。

※公売保証金を振り込んだ日から、室蘭市が納付を確認するまでに、3開庁日程度かかることがあります。

※振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。

※類似の口座名にご注意ください。

(3) 室蘭市が公売保証金の納付を確認した後、参加申込完了（参加登録）の手続を行うと、入札することができるようになります。

(4) 仮申込を行った代表者のログインIDでログインした画面で、「参加申込・完了」と表示されるのは、入札開始の前日となることがあります。

5 入札の際の注意事項

(1) 公売参加申込を完了した代表者のログインIDに限り入札ができます。参加申込状況、入札した価格などは、代表者のログインIDでログインした場合にのみ閲覧できます。

(2) K S I 官公庁オークションからの自動送信メールは、あらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスにのみ送信されます。

6 落札後の注意事項

(1) 共同入札者が買受人（最高価申込者または売却決定を受けた次順位買受申込者）となった場合、室蘭市は、あらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスに、買受代金の納付方法や執行機関の連絡先などを記載した電子メールを送信します。代表者はメールを受け取り次第できるだけ早く、室蘭市の担当者に電話で連絡してください。今後の手続についてご案内します。

(2) 買受人となった場合、期限までに買受代金を納付してください。期限までに室蘭市が買受代金の納付を確認できない場合は、その物件を買い受けることができなくなり、公売保証金

- は没収されます。
- (3) 登録免許税相当額、買受代金の振込手数料、書類の郵送料など、物件の買受のための費用は、全て買受人の負担となります。登録免許税相当額は、代金納付期限までに納付してください。
- (4) 代金納付期限までに、以下の書類を室蘭市に提出してください。
- ア 所有権移転登記請求書
- ※「所有権移転登記請求書」をダウンロードし、代表者の住所・氏名などを記入し、代表者の実印を押印してください。
- イ 共同入札者全員の住所証明書
- ※個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿抄本など
- ウ 共有合意書
- ※「共有合意書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、共同入札者全員の署名及び実印を押印してください。
- ※ 持分割合は、入札前に提出した「共同入札者持分内訳書」と同じものを記載してください。
- エ 郵便切手 1,000 円程度（登記嘱託書の郵送料）
- オ 権利移転の許可書または届出受理書（公売物件が農地を含む場合）
- (5) 売却決定通知書は、それぞれの持分に応じて、共同入札者全員に交付します。

7 公売保証金の返還

- (1) 落札者（最高価申込者）と次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金は、入札終了後に返還します。
- (2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金も、落札者（最高価申込者）が期限までに買受代金を納付した場合には返還します。
- (3) 公売を中止した物件の公売保証金は、当初に予定していた入札期間の終了後に返還します。
- (4) インターネット公売全体が中止となった場合は、公売中止の決定後に返還します。
- (5) 入札をしなかった場合の公売保証金は、入札期間の終了後に返還します。
- (6) 公売保証金の返還は、上述の返還事由の発生から 4 週間程度かかる場合があります。
- (7) 公売保証金の返還は、「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入された代表者の銀行口座へ振り込むことで行います。
- (8) 期限までに買受代金を納付しない買受人の公売保証金は、返還できません。
- (9) 国税徴収法第 108 条第 1 項に該当する買受人の公売保証金は、返還できません。